

中核機関の活動状況について

機能	業務	6年度目標	6年度実績	課題	7年度目標
定例打ち合わせ(月1回)					
広報機能	市民・行政機関・関係機関に対して対象に応じた内容による啓発を行う	・制度や相談窓口の周知（紙面・ホームページ掲載） ・相談時の制度周知 ・講師派遣 ・金融機関向けアンケート実施 ●パンフレットの作成 ●出前講座の内容検討	・市報（5月号）・社協広報（8月号）での周知 ・市ホームページに相談窓口の掲載 ・講師派遣 令和6年8月21日　かたるんカフェ ・制度周知は相談時実施している	・既存の取り組みをもって中核機関を設置としたため、職員も他業務と兼務で対応が十分に出来ていない。	・制度や相談窓口の周知（紙面・ホームページ掲載） ・相談時の制度周知 ・講師派遣 ★成年後見セミナーの開催 ●金融機関向けアンケート実施 ●パンフレットの作成 ●出前講座の内容検討
相談機能	①電話及び窓口における制度利用等の相談に対してアセスメントを行い必要に応じて専門職の協力を得る。またケース会議を開催し制度利用の必要及び緊急性の判断を行う。相談者の状況により類型の判断を行い申立て支援や専門機関での支援に適切につなぐこと。 ②アウトリーチの実施。訪問対応や会議等に出席し協力や助言を行う。	・弁護士相談の活用 ・随時相談実施 ●中核機関内勉強会（定例打合せ） ●成年後見制度勉強会（市・社協）	・弁護士相談（福祉相談事業）の活用 3件 ・相談件数54件（内訳：高齢36件、福祉3件、社協15件）（内訳は別紙のとおり） ・中核機関内勉強会（定例打合せ） 相談ケースの支援内容を共有することで対応について学ぶ ●成年後見制度勉強会（市・社協） 令和6年8月27日開催　参加者37名 講師：新潟県社会福祉協議会　寺口祐司 氏		※相談場所が複数あるため、市民の方がわかりにくいのではという意見もある。 ・弁護士相談の活用 ・随時相談実施 ・成年後見制度勉強会（市・社協） ・中核機関内勉強会（定例打合せ）
利用促進機能	①申立て支援業務 1 親族申立ての支援※専門職代行とならないよう注意 2 市長申立てに係る支援 3 受理面接の同行・調査官調査の立ち合い ②受任者調整業務 ③市民後見人育成業務 ④関係機関等連携調整業務（日自・関係課） ⑤関係機関等の意見交換会等の実施（課題の把握に努める）	・申立て支援の実施（本人・親族） ・市長申立て要否検討会の開催 ・受任調整会議の開催 ・市民後見人育成 ●バックアップ体制の検討 ●関係機関等連携調整業務、関係機関等の意見交換会等の検討（※）	・申立て支援の実施（随時） ・市長申立て要否検討会の開催 1回目令和6年7月12日　1件 2回目令和6年11月8日　1件 ・受任調整会議の開催（4回開催） ・市民後見人育成 法人後見支援員での業務支援 フォローアップ講座の開催 ●バックアップ体制の検討 市民後見人賠償責任保険の内容検討 監督人業務についての研修（2回）		・申立て支援の実施（本人・親族） ・市長申立て要否検討会の開催 ・受任調整会議の開催 ・市民後見人育成 ★バックアップ体制を整備し市民後見人の誕生を目指す（成年後見制度体制整備支援アドバイザー派遣事業） ●関係機関等連携調整業務、関係機関等の意見交換会等の検討（※）
後見人支援機能	①ケース会議の実施 ②成年後見人等に対する総合相談	・市長申立てケースから先に進捗状況の確認（定期） ・福祉相談事業の活用と周知（後見人等） ・家庭裁判所へ協議会のオブザーバー参加依頼 ・後見人等からの相談対応 ●市民後見人のバックアップ体制の検討 ●中核機関内勉強会（定例打合せ） ●中核機関について後見人へ周知	・市長申立てケースから先に進捗状況の確認 後見人に進捗状況を口頭で確認（不定期） ・福祉相談事業の活用と周知（後見人等） ・後見人等からの相談　0件 ・家庭裁判所へ協議会のオブザーバー参加 年2回実施 ・後見人等からの相談対応 0件　※随時対応 ●市民後見人のバックアップ体制の検討（利用促進機能に記載のとおり） ●中核機関内勉強会（定例打合せ）（相談機能に記載のとおり）		・中核機関を設置したことを後見人（専門職・親族）に周知できてない。 ・親族後見人から相談がきても、中核機関（社協）も他業務と兼務のため対応が大変である。 ・市長申立てケースから先に進捗状況の確認（定期） ・福祉相談事業の活用と周知（後見人等） ・家庭裁判所へ協議会のオブザーバー参加依頼 ・後見人等からの相談対応 ●市民後見人のバックアップ体制の検討 ●中核機関内勉強会（定例打合せ） ●中核機関について後見人へ周知